

えなの 森林づくり 変更実施計画

令和4年度 — 令和7年度



2022年3月29日変更

令和4年3月

恵那市

(案)



「恵那市は持続可能な開発目標(SDGs)を支援します」

目 次

第1章 総則	1
1-1 計画の目的.....	1
1-2 計画の理念.....	1
1-3 計画の位置付け	1
1-4 計画の期間.....	2
1-5 えなの森林づくり推進委員会の役割.....	2
第2章 森林の現状	3
2-1 恵那市の森林.....	3
2-2 人工林の現状.....	3
第3章 期待される森林のあり方	5
3-1 森林の持つ多面的機能の効果的な発揮	5
3-2 安定した林業・木材産業の確保	6
3-3 森林と市民のかかわり方.....	7
第4章 取り組むべき課題とその取り組み方法	8
4-1 未来への枠組み	9
現状及び課題.....	9
めざす姿.....	9
前期計画の検証.....	9
環境保全林と木材生産林のゾーニング	9
森林保全のためのガイドライン策定	9
えなの森林づくりシンポジウムの開催.....	10
えなの森林づくり実施計画の見直し	10
具体的な取り組み内容	10
①観光景観林と生活保全林のゾーニング	10
②コロナ社会に応じた林業.....	10
③SDGsに対応した林業への転換	11
④えなの森林づくり実施計画の見直し.....	11
4-2 えなの森林を活用する.....	12
現状及び課題.....	12
めざす姿.....	12
前期計画の検証.....	13

バイオマス導入検討委員会の開催	13
薪ストーブの普及	13
小水力発電の調査研究	13
公共施設への薪ボイラーの導入	13
木の駅プロジェクトの推進	13
薪販売のしくみづくり	14
木製品の展示スペースの設置	14
公共施設の木造化	14
えなの木で家づくり支援	14
市有林の協働活用	14
具体的な取り組み内容	15
①木質バイオマス利用の拡大策の推進（農林業連携）	15
②木の駅プロジェクトの推進	15
③薪販売の推進	16
④木製品の魅力発信	16
⑤公共施設の木造化	17
⑥えなの木省エネ住宅支援	17
⑦市有林の協働活用	17
4-3 えなの森林を守る	18
現状及び課題	18
めざす姿	18
前期計画の検証	19
治山事業の計画的な実施	19
地籍調査・境界明確化事業の推進	19
計画的な間伐の実施	19
林道等の整備	19
作業道整備補助制度の設立	19
木材生産林及び環境保全林のモデル林設置	20
市行造林の有効活用	20
獣害の把握と対策	20
具体的な取り組み内容	20
①治山事業の計画的な実施	20
②カーボンニュートラルに向けた林業	21
③地籍調査・境界明確化事業の推進	21
④計画的な間伐の実施	22
⑤林道等の整備	23

⑥スマート農林業の推進（農林業連携）	23
⑦獣害対策の徹底（農林業連携）	24
4-4 えなの森林を支える力.....	25
現状及び課題.....	25
めざす姿.....	25
前期計画の検証.....	25
小中学校での森林教育	25
技術者育成の支援	25
えなの森林づくりポータルサイトの作成	26
里山に暮らす移住・定住の支援.....	26
森林教育の活動拠点づくり	26
森づくり連絡会議の開催.....	26
木育の推進	26
木工コンテストの再編	27
具体的な取り組み内容	27
①小中学校での森林教育.....	27
②技術者育成の支援	28
③農林業体験ツアー（農林業連携）	28
④森林教育の活動拠点づくり	29
⑤木育の推進.....	29
⑥木工コンテストの開催.....	30
第5章 実施計画の進捗管理、効果、成果.....	31

第1章 総則

1-1 計画の目的

この「えなの森林づくり変更実施計画」(以下「実施計画」)は、「えなの森林づくり基本計画」(以下「基本計画」)で挙げた取り組むべき課題に対して具体的な施策及び計画期間等を定めることにより、森林の持つ多面的機能が十分に発揮され、森林が持続的に利用可能な社会資本として永続的に管理されていくことを目的とします。

1-2 計画の理念

恵那市にある森林は、これまで先人達が人為的に管理してきた針葉樹林の占める割合が大きく、広葉樹林においても「里山」として長い年月にわたり活用されてきた森林であるという特徴があります。このことから、先人より受け継いだ恵みである森林資源を、より良い形で未来の世代へつなげていくことが大切です。人がかかわって形成してきた森林を未来へつなぐためには、持続可能な範囲で適切に活用されることが不可欠であり、森林資源の活用と保全には多くの市民の参加が必要です。そこで、基本計画の理念を以下のとおり定めます。

えなの森林 活かして守って次世代へ
～市民の力で持続可能な地域循環型の森林づくり～

1-3 計画の位置付け

実施計画は、基本計画「第3章 今後の取り組み」に項目に対して、具体的に行う施策と目標を定めるものです。また、「恵那市総合計画」、「恵那市環境基本計画」と整合させて進めていきます。

えなの森林づくり基本計画

恵那市にある森林が持続的利用の可能な社会資本として適切に管理され、森林の持つ多面的機能を十分に発揮させることができるような方針を示したもの。

【取り組むべき4つの視点】

- | | |
|-------------|-------------|
| ①未来への枠組み | ③えなの森林を守る |
| ②えなの森林を活用する | ④えなの森林を支える力 |



えなの森林づくり実施計画

基本計画で整理した取り組み項目を、具体的に行う施策と目標を示したもの。

1-4 計画の期間

変更実施計画は、令和4年度～令和7年度の4年間を計画期間とします。実施計画に従って施策を実行しますが、随時施策の進捗状況や成果などを確認し、計画の見直しを行います。

えなの森林づくり実施計画 スケジュール

R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度
			計画見直し
施策の計画的実行			

1-5 えなの森林づくり推進委員会の役割

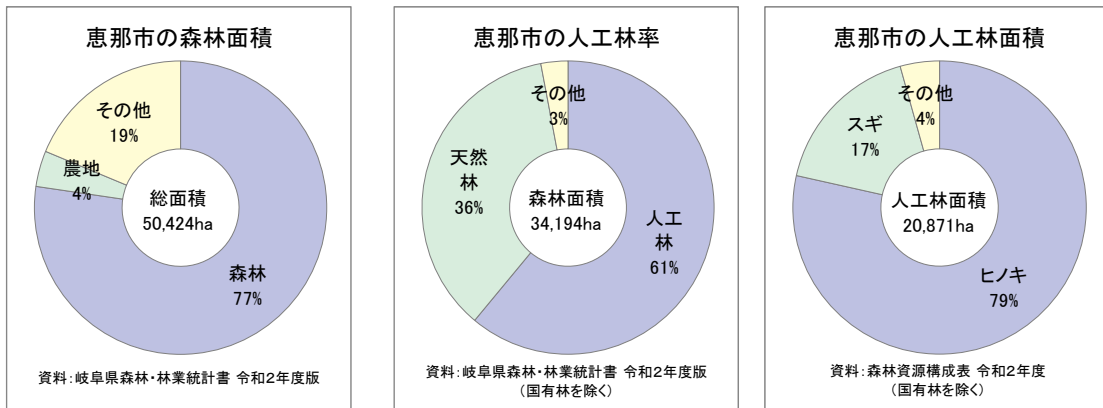
恵那市の森林を保全・活用する方策を検討するため、平成18年度に「えなの森林づくり推進委員会」が設置され、「えなの森林づくり基本計画」及び「えなの森林づくり実施計画」を策定し、計画に基づいて行われた取り組みの成果や効果などの検証を行うとともに、施策に対する提言などを行っています。なお、えなの森林づくり推進委員会のメンバーは、市長に委嘱された森林づくりに関する有識者で構成されており、市内の森林組合、民間事業者、NPO等から選出されています。

第2章 森林の現状

2-1 恵那市の森林

恵那市は岐阜県の南東部に位置し、人口は48,371人(令和4年1月1日現在)、市域は50,424haで起伏に富んだ緑豊かな中山間地域です。気候は、内陸型山地気候で寒暖の差が大きく、冬季の積雪は比較的少ない地域です。

市内の森林面積は38,988ha(市域の約77%)、そのうち民有林面積は34,194haで、20,871ha(約61%)がヒノキを中心とした人工林であり、残りの林地が広葉樹を中心とした天然林となっています。

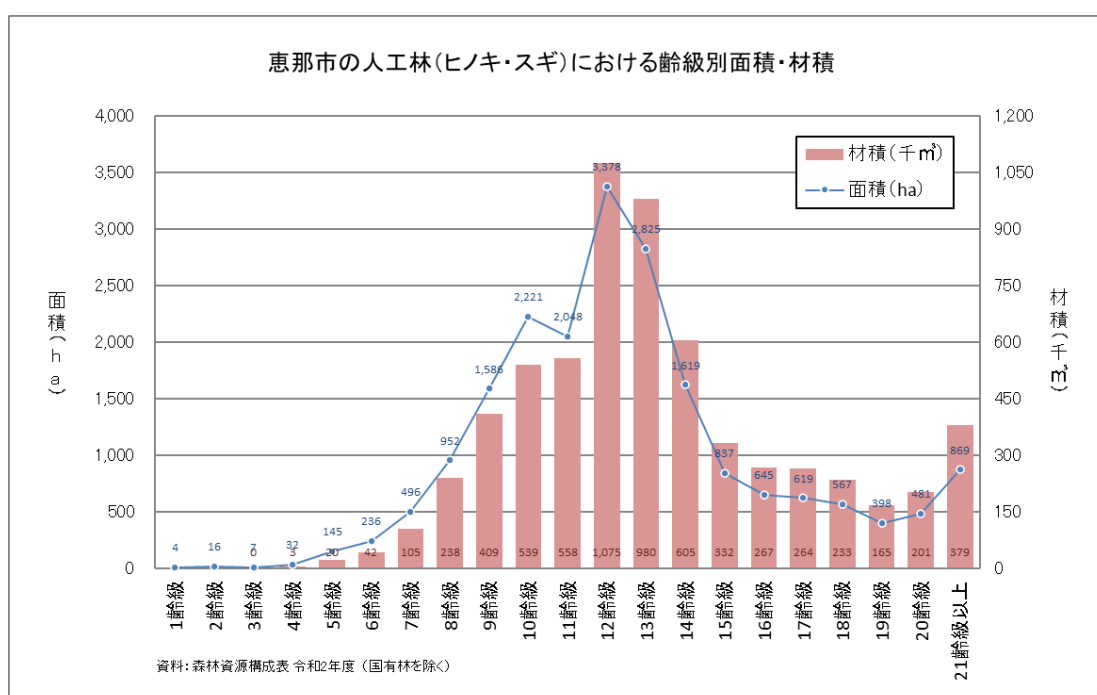


これらの森林は、「人・地域・自然が調和した交流都市」を将来像として掲げる恵那市にとって、循環型資源としての木材を生産する場であると同時に、豊かな水と緑を育み、自然環境を保全し、災害から暮らしを守るなど、市民のかけがえのない共有財産といえます。また、市内の山林は矢作川、木曾川、庄内川の水源域でもあり、広く伊勢湾・三河湾の流域市町村の“水源の森”としても非常に重要な価値を有しています。

2-2 人工林の現状

恵那市の民有林の約61%の面積を占める人工林について、樹種別では、ヒノキが16,395ha(78.6%)、スギが3,585ha(17.1%)、その他の針葉樹が835ha(4.0%)、広葉樹が56ha(0.3%)となっています。ヒノキ・スギの人工林における齢級別構成は、1～2 齢級が20ha(0.1%)、3～7 齢級が918ha(4.6%)、8～12 齢級が10,184ha(51.0%)、13 齢級以上が8,859ha(44.3%)と、ほとんどの森林が主伐適齢期に達しており、林況に応じた適切な間伐及び主伐・再造林を重点的に実施するとともに、森林機能の確保と循環的な生産性を考慮した森づくりを促進することが重要になっています。

木材価格の低迷、森林・林業関係者の高齢化、世代交代等の理由により、適切な整備・管理が行われていない林地が多くなっています。これらの森林は本来森林の持つ多面的機能が十分に発揮されない状態となっています。では、今後これらの森林の持つ多面的機能を発揮させるために、「第4章 取り組むべき課題とその取り組み方法」で掲げる間伐目標面積を達成するよう、森林組合や行政が中心となり間伐を推進することが必要です。また、恵那市の人工林で、主伐期を迎えた10歳級以上の木材の蓄積は559.7万 m^3 (全蓄積641.5万 m^3)で、全材積の約87%を占めています。これは、昭和31年から昭和50年までの間に行われた拡大造林の後、植林面積は減少し、平成に入ってからほとんど植林が行われなくなったことに起因しています。これは、これからの森林施業に大きく影響を与えるものと予想されます。



第3章 期待される森林のあり方

3-1 森林の持つ多面的機能の効果的な発揮

日本の国土の森林率は平成 29 年の統計によると 67% (国有林 20%、民有林 47%) で、先進国の中ではフィンランド、スウェーデンについて世界 3 位となっています。人類の生活はいつの時代も森林との多様なかかわりの中にあり、森林国である日本においても、有史以前から現在に至るまで時代ごとに様々な形で森林とかかわってきました。では、現代において私たちと森林との関係はどのようなあり方が望まれるのでしょうか。

森林には、長い年月をかけて形成された生態系における多様な機能があります。中でもとりわけ重要なものに、生物多様性保全機能、水土保全機能、水源かん養機能があります。生物多様性保全機能とは、森林に生息するあらゆる動植物の変異性を確保した生息地を与える機能のことです。水土保全機能とは、樹木が土壌に根を張ることで土壌の安定化に寄与する機能のことです。また、水源かん養機能とは、降雨などによる水を土壌中に貯蔵し水の循環を調節する機能のことです。森林の持つこれらの機能が安定的に発揮されることにより、われわれ人類の生活環境がより安全に形成されます。

人類の森林へのかかわり方は、森林利用のあり方によって時代ごとに変化してきました。近代に至るまでは、木材や食物の採集のための資源生産機能や宗教・祭礼等地域ごとの文化的な活動のための文化機能が森林の主な機能でした。生態系における森林の機能についての認識の不足により、大規模な森林伐採が行われることもありました。それに対して、現在は産業革命から始まった科学技術と経済の急激な発展に伴った大気中の CO₂ 等の温室効果ガスの濃度上昇による地球規模の環境問題の顕在化を受けて、森林に期待される機能のあり方も変化してきています。具体的には、樹木の光合成による CO₂ の吸収・貯蔵効果を利用した地球環境保全機能を積極的に発揮させることが求められるようになりました。

また、多様化する市民生活環境にかかわる森林の機能として、快適環境形成機能、保健・レクリエーション機能、又は新たな文化機能も重要な機能として注目されています。快適環境形成機能とは、夏の気温低下や塵埃吸着、騒音緩和等の機能のことです。保健・レクリエーション機能とは療養・保養や行楽等の活動の場としての森林空間の機能のことです。文化機能については、宗教・祭礼の場としての利用に併せて、景観・風致、教育、風土形成等の機能が新たに期待されます。

こうした森林の持つ多面的機能を効果的に発揮させるためには、生態系の中の森林の機能と私たちが森林を利用する際に期待する機能を明確にした上での計画的な森林管理が必要です。

私たちの生活を取り巻く森林には、天然林と人工林があります。天然林とは、人為の及ばない自然のままの森林であるのに対して、人工林は天然林に何らかの人為的な施業が加えられた森林や、本来森林ではなかった土地を植林により造成された森林です。平成 29 年の統計

によると、日本の森林について全民有林面積のうち天然林が 50%、人工林が 46%となっています。森林の持つ多面的機能を効率的に発揮させるためには、それぞれの長所と短所を明確にした上で森林管理を計画しなければなりません。

天然林と適切に管理されている人工林について両者に共通する機能は、水土保持機能、水源かん養機能、快適環境形成機能、文化機能です。一方、生物多様性保全機能、保健・レクリエーション機能は天然林がより重要な役割を果たす機能であり、地球環境保全機能、資源生産機能は人工林がより重要な役割を果たす機能であるといえます。例えば、人工林における土壌保全機能については、単層の針葉樹林よりも、根の広がり大きい広葉樹の分布する林地の方がその効果が大きいため、複層林や針広混交林の方がより安全な環境を作ることができるといわれています。また地球環境保全機能については、十分に成熟した森林よりも、若い木が多く成長しつつある森林の方がその二酸化炭素吸収量が大きく、地球温暖化の緩和により貢献することができます。このように森林の管理・整備は計画的に行い、目的に応じてそれぞれで要請される機能を十分に発揮させることが望まれます。

3-2 安定した林業・木材産業の確保

森林を適正に管理するには、良好な森林経営が維持されることが非常に重要です。一方で、森林資源を有効に利用していくためには、造林・間伐・主伐等の森林施業、伐採された丸太の流通、製材等の丸太の加工、建築等での木材の利用といった一連の林産物の生産やその利用のシステムが不可欠です。林産物の生産やその利用のシステムを運用するには、林業及び木材産業の構造を改善し、林業の持続的かつ健全な発展と効率的な加工・流通体制の整備を実現しなければなりません。

我が国の私有林は、保有山林面積の小さい森林所有者が多数を占めます。これに加えて森林所有者の高齢化が進み、不在村者の保有する森林が増加しているため、森林所有者の特定と境界の明確化が課題となっています。また、林家の大半は林業以外で生計を立て、小規模な林家では施業や経営の委託が一般的になっており、森林施業は主に森林組合及び民間事業者によって行われています。零細な林家が単独で効率的な施業を実施することは困難なため、隣接する複数の所有者の森林を取りまとめて、路網整備や間伐等の森林施業を一体的に実施する「施業の集約化」の推進が望まれます。平成 23 年 4 月には森林法が改正され、施業の集約化を前提に、面的なまとまりをもった森林を対象とする森林経営計画制度が導入されました。森林所有者や森林所有者から森林の経営を委託された者が、一定の要件を満たした面的なまとまりのある森林を対象として森林経営計画を作成することで、税制上の特例措置や融資条件の優遇、施業に関する各種補助金等の支援を受けることができる制度です。施業の集約化により、作業箇所がまとまり、路網の合理的な配置や高性能林業機械による作業が可能となることから、生産コストの低減が期待できます。また、一つの施業地から供給される

木材のロットが大きくなることから、径級や質のそろった木材をまとめて供給することが容易となり、市場のニーズに応えるとともに、価格面でも有利に販売することが期待できます。

木材需給量は、第一次オイルショック以降、経済状況の好不況に合わせ増減するようになり、木材需要も他の資源と同様に社会情勢や経済状況に大きく影響を受けながら変化してきています。近年、ウッドショックによる木材価格の高騰がありましたが、以前の水準に達していません。今後の木材需要は、住宅については人口減少等に伴い新設着工戸数が減少することが考えられますが、リフォーム市場が活性化する可能性もあります。また、公共建築物については、これまで木造率が極めて低い状況でしたが、平成 22 年に公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律が制定され、木造化を進める機運が高まっています。国産材供給量は平成 14 年以降増加傾向にあります。我が国の林業・木材産業は小規模な森林所有者が多数を占め、生産・流通・加工の各段階が小規模・分散・多段階となっており、需要に応じた効率的・安定的な供給体制の構築が課題となっています。国内の人工林資源は本格的な利用期を迎えており、木材産業にとって安定的な経営資源となり得るため、国産材原木の安定調達等を図りつつ、消費者・実需者のニーズに応じた品質・性能の確かな木材製品を生産・販売し、木材産業の競争力を強化することが望まれます。

3-3 森林と市民のかかわり方

森林づくりを進める上で、市民が森林づくり活動に参加し、力を発揮することは非常に重要です。市民とは、個人と団体の二つの形態に大きく分けられます。また、森林づくりにかかわる形態からみれば、それぞれの個人と団体は、地方公共団体、林業事業体、森林所有者、木材産業関係者、企業、NPO 等に種別できます。平成 18 年 3 月に岐阜県は森林づくり基本条例を制定し、森林づくりにまつわる様々な事柄の県民への普及・啓発、森林所有者への助言・支援、森林の適切な管理・活用が図られる体制づくりが市町村の役割であり責務であるとしています。そこで、地方公共団体はこれを遵守し、達成するための活動を行う必要があるといえます。林業事業体、森林所有者や木材産業関係者は、森林という社会資本を取り扱っていることを十分に理解し、一連の林産物の生産やその利用のシステムの担い手であることを自覚した活動をすることが望まれます。企業や NPO は、社会貢献を目的とした森林の利用によって森林とかかわること等が期待されます。その他の、普段森林との接点の少ない個人等については、市民の共有財産としての森林の役割とその重要性や、現在何が問題になっているか等を知り、森林にかかわる場へ気軽に参加できるような機会を得ることが望まれます。また、これらの活動に併せて、市民の活動の輪を、市内のみにとどまらずより広域的なものへと広げることによって、より効果的に市民の活動力を活かすことができるような森林づくり活動にかかわる情報を共有できる場を設けられることが望まれます。

第4章 取り組むべき課題とその取り組み方法

えなの森林づくり推進委員会による提言や意見を踏まえ、「えなの森林 活かして守って次世代へ ～市民の力で持続可能な地域循環型の森林づくり～」という理念を掲げ、「未来への枠組み」、「えなの森林を活用する」、「えなの森林を守る」、「えなの森林を支える力」の大きく4つの視点から森づくりを進めます。

えなの森林 活かして守って次世代へ ～市民の力で持続可能な地域循環型の森林づくり～



未来への枠組み

森林づくりを実現するのに必要な取り組み

- | | |
|--------------------|-------------------|
| ①観光景観林と生活保全林のゾーニング | ③SDGsに対応した林業への転換 |
| ②コロナ社会に応じた林業 | ④えなの森林づくり実施計画の見直し |

えなの森林を活用する

森林資源の活用を進めるための取り組み

- | | |
|--------------------------|--------------|
| ①木質バイオマス利用の拡大策の推進(農林業連携) | ⑤公共施設の木造化 |
| ②木の駅プロジェクトの推進 | ⑥えなの木省エネ住宅支援 |
| ③薪販売の推進 | ⑦市有林の協働活用 |
| ④木製品の魅力発信 | |

えなの森林を守る

森林の持つ多面的機能を守るための取り組み

- | | |
|-------------------|--------------------|
| ①治山事業の計画的な実施 | ⑤林道等の整備 |
| ②カーボンニュートラルに向けた林業 | ⑥スマート農林業の推進(農林業連携) |
| ③地籍調査・境界明確化の推進 | ⑦市行造林の有効活用 |
| ④計画的な間伐の実施 | ⑧獣害対策の徹底(農林業連携) |

えなの森林を支える力

森林を支える人・地域を育てる取り組み

- | | |
|------------------|---------------|
| ①小中学校での森林教育 | ④森林教育の活動拠点づくり |
| ②技術者育成の支援 | ⑤木育の推進 |
| ③農林業体験ツアー(農林業連携) | ⑥木エコテストの再編 |

4-1 未来への枠組み



現状及び課題

平成28年度の第2期対策として、「えなの森林づくり実施計画」(平成28年度から令和7年度)を作成しました。本計画の理念である「えなの森林 活かして守って次世代へ ～市民の力で持続可能な地域循環型の森林づくり」を実現するために、「環境保全林と木材生産林のゾーニング」「森林保全のためのガイドラインの策定」「えなの森林づくりシンポジウムの開催」「えなの森林づくり実施計画の見直し」を具体的な施策として進めてきました。

第2期対策の前期が終了する中で、社会情勢の変化により新たな取り組みが必要となったため実施計画の見直しを進めます。

めざす姿

基本計画の理念を実現するために、計画・推進の基礎となる枠組みを定めます。恵那市の森林全域について木材生産林、環境保全林のゾーニングは策定済みですが、さらに観光景観林、生活環境林のゾーニングを随時行い、市民に周知をし、意見や協力を求めます。またPDCAサイクルを大切に、必要な改善を行いながら計画を推進します。これにより、恵那市内の森林が一体的に活用・保全され、市民の力を活かしながら着実に計画が実現されていくことを目指します。

前期計画の検証

環境保全林と木材生産林のゾーニング

平成30年度に市内全域の環境保全林と木材生産林のゾーニングを完了しました。今後は観光景観林及び生活保全林について、観光や生活圏に合わせ随時ゾーニングを実施する必要があります。

森林保全のためのガイドライン策定

太陽光発電の普及に伴い、森林開発が進み景観や環境保全の問題も増加したため、令和元年度に太陽光発電設備設置に関する条例を制定しました。(令和2年6月に一部改正)太陽光発電設置に関しては当該条例に基づき指導を行います。

えなの森林づくりシンポジウムの開催

実施計画について、平成 28 年度から森林づくりにかかわる会議などで取り組み内容や取り組み状況を説明し市民に周知してきましたが、令和 2 年度以降は新型コロナウイルスの影響によりシンポジウムは開催できていません。今後は市のホームページや広報を利用しながら定期的に取り組み状況を報告します。

えなの森林づくり実施計画の見直し

毎年、えなの森林づくり推進委員会を開催し事業内容について報告するとともに、事業実施が終了したものは見直しを行うよう PDCA サイクル (Plan〔計画〕→Do〔実施・実行〕→Check〔点検・評価〕→Act〔処置・改善〕)を回しました。今後も社会情勢の変化などに伴い実施計画の見直しをするとともに、PDCA サイクルを大切に、事業を進めます。

具体的な取り組み内容

① 観光景観林と生活保全林のゾーニング

【事業内容】

地域森林計画の対象となる民有林を対象に、将来観光景観林(優れた森林景観の形成により、観光振興に寄与できる森林)と生活保全林(倒木の危険、獣害などから住民生活を守るための森林)を区分し設定します。平成30年度までに市全域の木材生産林と環境保全林のゾーニングは終了しましたが、必要に応じ見直しを行うとともに、観光景観林と生活保全林のゾーニングについても、新たな観光施策や地域住民からの要請等を必要に応じて反映するための見直しを行います。

【実施主体】

恵那市

【スケジュール】

R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度
→ 随時実施			

② コロナ社会に応じた林業

【事業内容】

新型コロナウイルス感染症の流行は、経済活動の停滞を招いただけでなく、人々に生活様式の見直しを迫るものとなっています。このような変化は、森林・林業・木材産業に無縁なもの

ではありません。「with コロナ」(共存、共生)を踏まえ、状況に応じた柔軟な施策を展開することで持続可能な森林・林業・木材産業を実現する取り組みが求められています。また、感染防止のため3密の回避を図るとともに、新型コロナウイルス収束後の木材需要の回復に対応する体制を確保するため、ICT機器等を活用したスマート林業を推進し、少人数での作業効率向上と作業時間の短縮を図り林業事業者の育成を図ります。

【実施主体】

恵那市、民間事業者、市民

【スケジュール】

R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度
実施			

③ SDGsに対応した林業への転換

【事業内容】

世界全体で、気候変動・自然災害・感染症などの課題があり、これらの課題を世界全体で取り組む必要があります。SDGsでは17の目標の下に169のターゲットがあり、それぞれの目標とターゲットは相互に関連していることから、一つの行動が複数の目標にかかわる取り組みになります。持続可能な森林づくり、ひいては森林・林業・木材利用にかかわる活動が、森林の持つ多面的機能の発揮へつながるよう進めます。

【実施主体】

恵那市、民間事業者、市民

【スケジュール】

R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度
実施			

④ えなの森林づくり実施計画の見直し

【事業内容】

計画された施策が実行されると、計画段階では想定していなかった新たな問題が見えてくる場合があります。当初計画で目標とした成果を得ることができなくなった場合は、実施計画自体の見直しを図る必要があります。事業活動を円滑に進めるため PDCA サイクルをうまく回して実施計画の進捗を管理する必要があります。

PDCA サイクルのうち、Check 及び Act の進行管理が重要です。Check 及び Act が機能しないと、計画段階で想定しなかった問題によって見直しが必要な状況であっても、そのまま放置され続けることとなります。そのため、実施計画は、今後の目標に対する進捗状況を毎年 Check するとともに、問題があれば Act を実施し計画自体を継続的に見直しします。

【実施主体】

恵那市、えなの森林づくり推進委員会

【スケジュール】

R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度
PDCA 実施	PDCA 実施	PDCA 実施	PDCA 実施
			計画見直し

4-2 えなの森林を活用する



現状及び課題

木材は、持続的生産が可能な資源としてその利用価値が見直されています。しかし、十分に成長して利用可能な樹木が森林に蓄積されているにもかかわらず、その伐採と利用が滞っています。

恵那市では、地域材の利用を促進するため小中学校や保育園などの公共施設の木造化や内装木質化に積極的に取り組んでいます。しかし、安定的な地域材の利用を確保するためには、一般住宅への供給・活用を進めていく必要があります。現状では、地域材の生産・流通・加工を一貫して行う体制が整っていないことに加え、木造住宅への市産材の活用も進んでいません。一方、これまで伐採の際に搬出されずに森林内に放置されていた未利用材に木質バイオマス燃料としての需要が生まれ、注目が高まっています。既に未利用材を搬出・集荷して地域内で活用するためのしくみとして木の駅プロジェクトが進められていますが、未利用材をいかに安定的に供給できるかが課題となっています。

めざす姿

えなの森林を持続可能な形で育成するためには、林業事業者や森林所有者又は、NPO 等による保全管理が持続するように森林資源として活用され、経済的にも良好に循環することが

必要です。そこで、木材を全て有効利用するため、公共施設の木造・木質化や住宅づくりで活用するとともに、木質バイオマス発電や薪ボイラー・薪ストーブの普及によって林地残材を活用します。また市有林の活用や木の駅プロジェクト等により、全ての市産材が多くの主体によって多様な形で活用されることを目指します。

前期計画の検証

バイオマス導入検討委員会の開催

平成28年度に木質バイオマス検討委員会を設立し、市内施設の木質バイオマスボイラー導入やバイオマス利用の方向性、地域循環モデルの検討を実施しました。木質バイオマスの導入検討を行った結果、出力 2,000kwでも 23,000t の木質チップが必要であることがわかりました。しかし、現在では市内全体で林地残材が 3,000t～5,000t程度しかありません。今後は全体の搬出量を増やす取り組みが必要になります。

薪ストーブの普及

薪ストーブの普及についても木質バイオマス検討委員会で検討し、持続的な燃料確保・コスト・煙の問題等があり、まずは木材搬出量を増やす体制づくりを進めることが優先となりました。

小水力発電の調査研究

小水力発電について調査・研究を実施し、上矢作町に小水力発電を設置しました。しかし、水量不足のため、適正な発電ができない状況です。

公共施設への薪ボイラーの導入

木質バイオマス検討委員会において、おさしま二葉こども園又はくしはら温泉ささゆりの湯に薪ボイラーの導入を検討しました。薪ボイラーの導入に関しては持続的な燃料確保・コスト・煙の問題等があり、まずは木材搬出量を増やす体制づくりを進めることが優先となりました。

木の駅プロジェクトの推進

平成21年度に森林資源(未利用材)の活用を目的として、「木の駅プロジェクト」が発足し、森林整備と併せ未利用材をチップやバイオマス燃料として利用することで、森林資源の地産地消として有効活用されました。平成27年度までは補助金利用団体が市内2団体(笠周木の駅・やまおか木の駅)だったものが、清流の国ぎふ森林・環境税と市の恵那市間伐促進地域活性化事業の補助金を活用して、現在は4団体(笠周木の駅・やまおか木の駅・くしはら木の駅・

えなにし木の駅)に増えています。

薪販売のしくみづくり

木の駅プロジェクトなどの活動を通じて、未利用材を薪に加工し、地域内で木質バイオマス燃料として販売することへの関心・意欲が高まってきている中、新たな薪販売の団体やグループが市内のキャンプ場や薪ボイラーを導入した農家に薪を供給しました。

木製品の展示スペースの設置

木製品のアンテナショップは開設できませんでしたが、市内の優れた木製品を製作している事業者や職人の方に声掛けをし、恵那市木工展を開催しました。その結果、木材の良さ、市産材の魅力を広くPRすることができました。

公共施設の木造化

おさしま二葉こども園・市民病院・市役所議場の内装木質化など、公共施設の木造化・木質化に積極的に取り組みました。また、令和2年度には、CLT工法による病院宿舎も建設されました。

えなの木で家づくり支援

「えなの木で家づくり支援事業」は、利用者が少なかったことから平成29年度で補助事業を廃止しました。その後、利用者を増やすための新たな支援策を実施するには財源的な問題があり事業化が困難でした。令和3年度から新たに住宅建築に特化した委員会を作り、令和4年度からの新たな補助制度(えなの木省エネ住宅建設支援事業補助金)について検討し、木材利用を推進することにしました。

市有林の協働活用

市有林の協働活用として、地域の森林を利用し活動する意向の持つ団体に市有林の貸出しを行っています。例えば、大井町のやすらぎの森では、やすらぎの森守り隊による森林整備活動のために貸出しています。

民間事業者による市有林の森林経営信託方式による管理も検討しましたが、管理方法及び管理費用負担を考慮して、事業委託の方法とすることにしました。

具体的な取り組み内容

① 木質バイオマス利用の拡大策の推進（農林業連携）

【事業内容】

木材を活用した地域でのエネルギー循環を実現するため、間伐や主伐で発生する林地残材の効率的な搬出と安定的な供給、燃料として使用する木質バイオマス発電、施設での利用促進と農業における木質バイオマス燃料を利用した施設整備を推進します。

【実施主体】

恵那市、森林組合、民間事業者、NPO、有識者

【スケジュール】

R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
事業者との調整・伐採計画			
	農家向け研修導入支援		

② 木の駅プロジェクトの推進

【事業内容】

未利用材を搬出・集荷して資源として地域内で活用するためのしくみとして、笠岡地域・恵那西地域・山岡地域・串原地域に「木の駅」が存在し、森林資源の地産地消を実現しています。平成21年に全国で初めて「笠岡木の駅プロジェクト」が発足して以来、今では全国60ヶ所以上に拡大しています。そして、木の駅プロジェクト発祥の地として未利用材の利活用を更に進め、供給能力の拡大を図ります。

【実施主体】

木の駅実行委員会

【スケジュール】

R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
推進			
搬出量 1,000t			

③ 薪販売の推進

【事業内容】

近年、キャンプ人気の上昇や農業向け薪ボイラー等の普及が進んだことにより、地域内における薪の需要が高まっていくと見込まれます。薪は運送コストがかかるため、地域内で生産・消費することで採算性を高めることが期待できます。木の駅プロジェクトと連携し、薪の生産・販売を推進するとともに、NPOや市民団体による活動を推進します。

【実施主体】

NPO、木の駅プロジェクト、市民団体

【スケジュール】

R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
実施			

④ 木製品の魅力発信

【事業内容】

恵那市には市産材を活用して木製品・木工芸品を制作する事業者・職人が多く存在しています。市産材を使用した製品の販路や需要を拡大するためには、そうした優れた木製品や木工芸品の魅力を地域の事業者が広くPRしていく必要があります。

「ジバスクラム恵那」を通じて、市産材の魅力を幅広くPRするとともに、新たな製品のPRに努めます。また、木遊館(岐阜市)などに展示する機会を積極的に活用し、都市部の住民に対してPRを図ります。

【実施主体】

恵那市、民間事業者、工芸作家、NPO

【スケジュール】

R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
実施			

⑤ 公共施設の木造化

【事業内容】

今後、改築・改修予定のある市の公共施設については、担当部局と連携を図り、木造化又は木質化に取り組むとともに、市産材や県産材の利用促進を目指します。

【実施主体】

恵那市

【スケジュール】

R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
実施			

⑥ えなの木省エネ住宅支援

【事業内容】

恵那市では市産材の更なる需要拡大を図るために、市産材を活用した木造住宅の建設促進が必要です。そのため市産材を利用して新築した省エネ性能の高い住宅に対する支援制度を制定し、市産材の利用を推進します。

【実施主体】

恵那市、民間事業者

【スケジュール】

R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
実施			

⑦ 市有林の協働活用

【事業内容】

恵那市が管理する市有林のうち、人工林については森林の持つ多面的機能を発揮させるため、間伐等の森林整備を進めてきました。しかし、なお多くの森林が間伐を要する林齢に達しているため、森林組合や事業者と連携して土地境界の確定や間伐等の森林整備を実施し、木材生産林の適正な管理を行います。また、NPO 活動や木の駅プロジェクト等の活動を通し

て、森林づくりへの市民参加の気運が高まりつつあることから、NPO などと連携して森林づくり活動や森林環境学習の場として、市有林の積極的な活用を進めます。

【実施主体】

恵那市、えなの森林づくり推進委員会、森林組合、民間事業者、NPO

【スケジュール】

R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
管理方法検討			

4-3 えなの森林を守る



現状及び課題

適切に管理されていない森林では、雨水が土壌に浸透せず、表流水として土砂とともに河川に流出する可能性があります。森林の水源涵養機能の低下が土砂災害や河川災害の引き金となっており、豪雨時に、土石流となってより大きな災害へと発展するおそれがあります。災害に強い森林づくりを行うためには、治山事業及び適正な森林施業が必要です。

一方、森林施業を行うには土地所有者の承諾が必要となりますが、恵那市の森林は土地境界が不明確で小規模区画の所有者が多い現状があり、そのため森林整備事業及び管理事業が滞っています。近年では土地所有者の世代交代や高齢化・不在化が進み、将来的に土地境界の明確化がより困難になることが予想されます。また、獣害対策として里山整備や有害補助に取り組んでいますが、イノシシ・シカ・サルなどの動物により農地への被害が増えています。

めざす姿

人工林率が非常に高いことに加え、間伐や伐採が適切に行われていないことによって災害の危険性が高まっています。森林の現状を改善し、本来森林の重要な機能である生物多様性

保全機能や水土保全機能、水源涵養機能といった森林の多面的な機能が発揮されるよう「伐って、使って、植えて、育てる」というサイクルにより二酸化炭素(Co2)の吸収や災害対策など、計画的に森林環境の整備を推進します。境界の確定・保全から路網の整備、間伐実施までを森林所有者や地域住民、林業事業体、NPO 等との協働により効果的な森林管理と施業推進につなげます。また、獣害対策など里山の緩衝帯整備を推進し、多様で豊かな将来の恵那市の森林づくりを目指します。

前期計画の検証

治山事業の計画的な実施

自然災害などにより被害を受けた森林を健全な状態に戻すため、治山事業による機能回復が必要な森林は、保安林に指定し公的管理への移行を促進するとともに、県への要望を行い、治山事業を実施しました。令和3年度は、市内 8ヶ所での治山事業を実施しました。

地籍調査・境界明確化事業の推進

森林組合などの林業事業体が、集落での合意形成が整った箇所から森林整備地域活動支援交付金事業等の補助事業を活用して境界の明確化を行うとともに、森林経営計画を作成し、計画的な森林整備を行えるよう進めました。また、国土調査法に基づく地籍調査事業も実施され土地境界の明確化が進められています。

計画的な間伐の実施

今後 5 年間の森林経営計画の作成により計画的な森林施業を行うとともに、手入れの遅れている森林は、森林経営管理制度を活用し間伐を実施しました。

水源地・ダム上流や災害のおそれのある個所も岐阜県の森林・環境税を活用し積極的に実施しました。また、事業コストを抑えるため、間伐や搬出に対する市の単独補助金も策定し、間伐を進めました。今後も森林の持つ多面的機能を発揮させるよう計画的に間伐を進めます。

林道等の整備

木材搬出や森林施業のため計画的に既存の林道の整備を行うとともに、新たな林道を計画的に建設しています。今後も、計画的に林道等の整備をするとともに維持管理を行います。

作業道整備補助制度の設立

平成28年度から作業道の補助制度を設立しました。これにより、国・県の補助制度を活用で

きない作業道の建設に補助しています。

木材生産林及び環境保全林のモデル林設置

市有林の木材生産林において、持続可能な林業のモデルとして皆伐を行うとともに植栽を行っています。また、環境保全林のモデル林については、道路沿いの市民の目に届く場所に設置し、間伐から搬出までを市民参加で林業体験を実施しました。

市行造林の有効活用

市行造林の有効活用について調査・整理することになってはいますが、森林資源としての新たな活用方法も見つからないため、間伐による森林整備を実施しました。

獣害の把握と対策

農作物の鳥獣被害の抑制のため、防護柵の設置費用の補助や捕獲を促進するための有害鳥獣捕獲活動による捕獲奨励金、狩猟免許の補助及びわなの管理費用を補助しています。また、里山整備においては、野生動物との緩衝帯としてバッファゾーンを設置しています。

具体的な取り組み内容

① 治山事業の計画的な実施

【事業内容】

恵那市内の森林は、急勾配な地形と複雑で脆い地質の上、年間降水量が約 2,000mm と多いことから、梅雨等の局地的な集中豪雨や台風により自然災害を受けやすい状況にあります。治山事業は、自然災害などにより被害を受けた森林の早期復旧や、健全な状態に保つことによって、自然災害から人々の生命や財産を守り、良質な水源の確保や安全で安心できる豊かな暮らしの実現を図る上で重要な事業です。また、土砂流出などのおそれのある荒廃溪流に対する治山ダム施工、山腹の崩壊地への山腹工の施工等の治山事業を国や県と連携して実施します。地域住民から要望をとりまとめ、緊急度や市民生活への影響度の高いものから優先順位を付けて計画的に進めます。

【実施主体】

岐阜県、恵那市

【スケジュール】

R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度
実施			

② カーボンニュートラルに向けた林業

【事業内容】

令和2(2020年)12月、政府の成長戦略会議において「2050年カーボンニュートラル」に伴う「グリーン成長戦略」が公表されました。地球温暖化の防止には、温室効果ガス、中でも温暖化への影響が最も大きいとされる二酸化炭素の大気中の濃度を増加させないことが重要です。地球上の炭素循環の中で、森林は温室効果ガス吸収源として大きな役割を果たしています。森林の樹木は、成長の過程で大気中の二酸化炭素を吸収し、炭素を貯蔵します。また、木材を建物で利用することにより、炭素が長期間貯蔵されます。国内の二酸化炭素吸収量のうち森林の吸収量は約9割を占めており、森林及び木材利用はカーボンニュートラルの実現に貢献しています。人々が森林の持つ多面的機能の恩恵を享受できるように、社会経済生活の向上とカーボンニュートラルに寄与する取り組みを進め、将来の世代も安心して暮らせる持続可能な経済社会を目指します。取り組み内容としてJクレジット制度への取り組みや省エネ性能の高い木造建築物のZEH化、建物の高断熱化、高層建築物等の木造化、再生可能エネルギーの利用及び成長に優れたエリートツリーの普及等による森林吸収量の向上の推進があげられます。

【実施主体】

恵那市、民間事業者、市民

【スケジュール】

R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度
実施			

③ 地籍調査・境界明確化事業の推進

【事業内容】

土地境界の明確化のためには、森林所有者がその問題意識を持つ必要があります。そのため、森林所有者を含む市民全体に境界明確化の必要性について説明した上、境界明確化

及び間伐の実施について森林所有者の合意形成を図ります。森林所有者の合意を得た集落については、森林整備地域活動支援交付金事業等の補助事業を活用して境界の明確化を行うとともに、森林経営計画の作成を進めます。一方、恵那市では国土調査法に基づく地籍調査事業を実施し、森林以外の土地も含めて土地境界の明確化を進めており、令和元年度末時点で国有林や公有水面を除いた調査対象地域の約46%が調査を完了しています。今後は、計画的な木材生産を行うため、木材生産林としてゾーニングされた森林が優先的に調査を実施できるように地籍調査事業との調整・連携を図ります。

【実施主体】

恵那市、森林組合、NPO、森林所有者

【スケジュール】

R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度
地籍調査事業との調整・連携			
境界明確化事業の実施			

④ 計画的な間伐の実施

【事業内容】

災害に強い森林づくりを行うには適正な森林施業が必要であり、中でも適切な間伐が最も重要です。間伐を行うに当たっては、効率的な施業を行うため、向こう5年間の施業計画を作成し計画的に進めます。

施業履歴などから間伐が必要な森林を特定した上、森林所有者への間伐実施の働きかけを行います。また、地域の実情に応じた規模・面積で森林を団地化して施業集約化を図り、計画的な間伐を行います。さらに、森林を機能別にゾーニングした結果をもとに、水源地・ダム上流や流木災害のおそれがある地域において積極的に間伐を進めます。

【実施主体】

恵那市、森林組合、民間事業者、NPO、森林所有者

【スケジュールと実施目標】

民有林(市有林を含む)の間伐面積の年間目標値を以下のとおりとします。

R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度
実施			
実施目標：間伐面積			
800ha	800ha	800ha	800ha

⑤ 林道等の整備

【事業内容】

効率的な森林施業や木材搬出を行うため、林道の整備を進めます。林道の新設計画の際には、森林所有者や林業事業者による情報共有体制を作り、施業地の団地化を進めるとともに効率的で安全な林道の整備を目指します。また、作業道については、森林組合や民間事業者等の施業主体による整備を推進します。

限られた予算内で効果的に林道・作業道の整備を行うため、機能別のゾーニング結果や森林経営計画との整合性を図りつつ、基幹となる路線及び境界明確化事業や間伐が計画された森林に接続する路線ごとに優先順位を付けて計画的に整備を行います。既存の林道については計画的かつ適切に管理し、維持・修繕費用を最小限に抑えて長期的に有効活用します。外部発注による維持補修だけでなく、維持補修に必要な原材料の支給といった手法を活用します。

【実施主体】

恵那市、森林組合、民間事業者

【スケジュール】

R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度
ゾーニング等を踏まえた林道整備			

⑥ スマート農林業の推進(農林業連携)

【事業内容】

農林業では担い手が減少しており、耕作放棄地や放置森林が増加しています。こうした状況から、担い手の確保を重点施策として取り組んでいく必要があります。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点からも、作業時間の短縮・効率化により、少ない人員でより多くの農地や森林を管理することができる方策の検討を進めることが求められており、農作物や間伐適齢期の樹木のセンシング、農作業・森林作業の自動化等、ICT機器を活用したスマート農林業を推進します。

【実施主体】

恵那市、森林組合、NPO

【スケジュール】

R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
セミナー	試験フィールドのマッチング		
境界明確化事業の実施			

⑦ 獣害対策の徹底(農林業連携)

【事業内容】

野生鳥獣による森林被害は、再生林や適切な森林整備の実施に支障を及ぼし、森林所有者の林業経営意欲を低下させるとともに、土壌流出等により森林の有する公益的機能の発揮に影響を与えるおそれがあります。野生鳥獣による農業被害も大きく、柵で囲うなどの取り組みを推進しています。農林業の被害防止のため、農業被害対策との連携を図り、人の生活圏と野生動物の生活圏を隔てる緩衝地帯を整備し、人間の気配や存在を感じさせることで、緩衝地帯から先に侵入させにくくする効果のあるバッファゾーンの整備を推進します。また、野生鳥獣の捕獲を進めるために、狩猟免許を取得する方に対して試験手数料及び更新手数料の一部を助成する制度を継続します。

【実施主体】

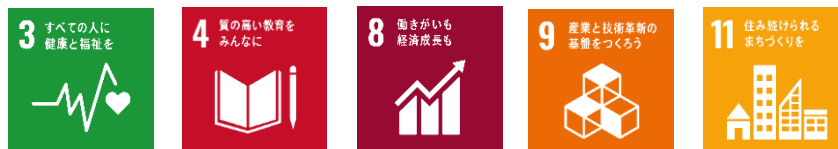
恵那市、民間事業体、NPO、猟友会、市民

【スケジュール】

R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
候補地選考と地域同意	候補地整備	効果検証 他地域へ普及	

4-4 えなの森林を支える力

現状及び課題



森林の持続的な維持・管理を行うためには、森林の公益的機能を享受している地域住民が、今後の森林づくりのあり方や森林資源利用の意義に対して十分に理解をしていることが重要です。日常的に森林との関わりが希薄な市民、とりわけ地域社会の将来を担う子どもたちに対して、森林資源に関する教育を充実させる必要があります。また、恵那市の森林の将来を担う直接の主体である森林所有者、森林技術者を育成・確保するためには、意識を高めるだけでなく技能の伝承も必要です。一方、森林の適正な管理と活用を行うに当たり、行政や林業従事者がそれぞれ単独で活動するだけでは限界があります。また、NPO による森林管理や整備にかかわる自発的な事業など、意欲的な市民によるボランティア活動には、採算性等の問題から持続的な事業展開が難しいという課題があります。持続的な森林づくりを推進するためには、行政、民間事業者、市民が十分に連携をとりながら活動できる体制づくりが必要です。

めざす姿

えなの森林づくりを支えている地域、行政、林業事業者、NPO、企業、市民が連携し合っ互いの課題解決や活動を推進します。また、地域の環境保全活動により、地域内及び下流域にわたって広く森林づくりの輪を広げます。さらに木育や教育機関と連携した森林教育、技術者養成方法の充実等、将来にわたって森林を活かし守っていくことのできる人材の育成に努め、えなの森林を持続的に活かし守り続けることを目指します。

前期計画の検証

小中学校での森林教育

緑の少年団の加入校は、平成28年度では8校でしたが令和3年度までに11校に増加しました。小中学校での森林教育は学校側の都合もあり全ての学校で間伐体験まではできていませんが、環境分野での森林学習は全ての学校で行うことができました。また、市内のNPOや企業による小中学生を対象にした森林学習も実施されました。

技術者育成の支援

岐阜県や林業労働力確保支援センターなどが実施する林業研修会に森林組合の職員が

参加しています。また、森林施業プランナーなど経営感覚を備えた人材育成も進め、令和2年には1人森林施業プランナーが増えました。さらに、担い手の育成及び森林技術者のモチベーションを高めてもらうため、研修会の参加費用を負担する補助と新規雇用者並びに雇用5年目の職員に対し林業に必要な装備に対する補助を令和3年度に設立しました。

えなの森林づくりポータルサイトの作成

森林づくりに関するポータルサイトは維持管理の面から作成はできませんでした。しかし、イベント参加者、研究会の参加者などにより、SNSなどで情報発信される事で、森林づくりや森の良さを市民に発信しました。

里山に暮らす移住・定住の支援

移住定住対策により移住者が住まいを建築するときや改修するときの補助を行っています。岐阜県では、林業の就業を斡旋するため、「森のジョブズステーションぎふ」を設置して就業希望者に求人情報等を紹介しています。また、県外から市内の林業事業体に就職した場合に補助する制度を令和3年度から実施しています。

森林教育の活動拠点づくり

NPOによる「アライダシ原生林トレッキングツアー」などを開催しました。イワクラ公園等の市内の既存施設を有効に活用し、森の憩いの場としての利用と森林学習の場として提供しました。

森づくり連絡会議の開催

平成28年度に森づくり連絡会議を開催し、各団体の活動紹介などを実施しました。平成30年度には森づくりにかかわる講演会の開催、各団体との意見交換、令和元年度には夕立山森林塾「森のチェブクロ」による講演会の開催、各団体との情報交換なども実施しました。令和2年度以降は新型コロナウイルスの影響により会議などは開催できていません。

木育の推進

幼少期から木に触れ合う体験を行うことで、自然への愛着を持ってもらうため木育教材の購入を中野児童館で実施しました。また、「森のようちえん」や「プレーパーク」については、市民団体が行う取り組みを参考にどのように取り組むべきか検討しました。

令和3年度に恵那市森林環境教育推進協議会(通称:えな木育クラブ)を設立し、協議を通じてファーストスプーンづくりやこども園を対象に木育教室を開催しています。

木エコンテストの再編

毎年、「えなの木、もりの木、きになる木コンテスト」を開催しています。しかし令和2年度は新型コロナウイルスの影響で中止しました。

企画段階からえなの森林づくり推進委員会と準備を進め、コンテスト開催中には森林整備の必要性などの情報を発信しました。

具体的な取り組み内容

① 小中学校での森林教育

【事業内容】

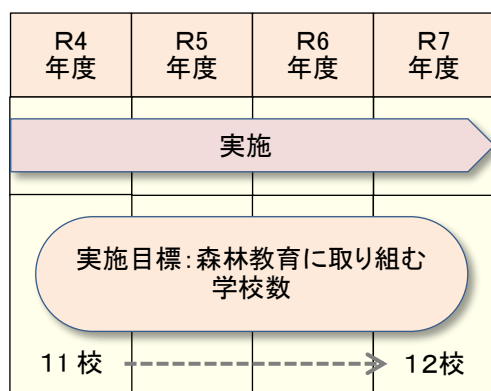
森林・林業に対する認識の不足により、木を伐採することは森林破壊に通じると認識されている事例が見られます。市民の森林への関心を高め、十分な理解を促すために、将来を担う小中学生に対する森林資源に関する教育を充実させる必要があります。

市内には「緑の少年団」に参加する小中学校が存在し、森林や緑とのふれあいへの理解を深めていく学習活動、ボランティア活動、レクリエーション活動を行っています。子どもたちが森林や緑の大切さ・必要性を学び、人々の生活や環境における森林との関係について理解と関心を深めるため、「緑の少年団」活動を推進します。また、市内の森林づくり活動を進めている NPO(夕立山森林塾、奥矢作森林塾)や企業(リコーえなの森、コカ・コーラの森)と連携し、小中学生に対するふれあい体験、観察学習等の森林教育を推進します。学校林を有する小中学校については、適切な管理、運営を行うとともに、これを活用した森林教育を推進します。

【実施主体】

恵那市、教育委員会、NPO

【スケジュール及び実施目標】



② 技術者育成の支援

【事業内容】

岐阜県や林業労働力確保支援センターなどが開催する研修会等を通じて、高性能林業機械の操作、作業道の開設、立木の伐採・搬出技術など、現場に応じた高い技術力を持つ森林技術者及び森林施業プランナーなど森林技術者のリーダーの育成を図ります。また、森林技術者のモチベーションを高めるため、林業に必要な資格を取得するための試験や受講料を支援するとともに、新規の雇用者及び就業5年目の従業員に林業に必要な装備の購入を支援します。さらに、熟練した森林技術者の高齢化が進んでいることから、国が実施する緑の雇用事業及び岐阜県などが実施する新規就業者の確保・育成事業、技術者研修等を通じて高度な技能の伝承を推進します。

【実施主体】

国、岐阜県、恵那市、森林組合、民間事業者、NPO

【スケジュール】

R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度
実施			

③ 農林業体験ツアー（農林業連携）

【事業内容】

移住相談においても、地方への移住を考えている都市部住民の中には、移住後の固定収入を農業や林業から得ようと考えている方が少なくありません。しかし、実際には移住後に農業や林業の知識がなく具体的な働き方のイメージを持っていないために、農林業に就職する人は少数です。移住前に農林業体験による具体的なイメージを持ってもらうことで、将来の担い手を確保する取り組みを進めます。

【実施主体】

恵那市、NPO、森林組合、地域

【スケジュール】

R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度
農林業体験ツアーの催行			
農林業の生活サイクルや収入のイメージが見える化	短期研修・長期研修先の充実		

④ 森林教育の活動拠点づくり

【事業内容】

持続的な発展が可能な循環型社会の形成を目指すため、子どもたちの体験活動を通じた森林環境教育の場や市民参加や後継者育成を促す林業体験学習の場が必要です。アライダシ自然観察教育林(上矢作町)・イワクラ公園(山岡町)等の市内の既存施設を有効活用し、実習林、観察林等の森林フィールド機能、学習展示機能等の森林教育機能を備えた活動拠点づくりを進めます。

意欲的な市民によって森林体験学習・研修が行われていますが、より多くの市民や団体が自発的に活動できるよう支援し、森林教育活動の活性化を図ります。

【実施主体】

恵那市、NPO、えなの森林づくり推進委員会

【スケジュール】

R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度
実施			

⑤ 木育の推進

【事業内容】

岐阜県では、平成27年度に「ぎふ木育大交流会」が開催され、全国から700人以上が参加するなど、近年「木育」の重要性が注目されており、「木育」環境の充実が移住促進の牽引役となりつつあります。幼児期から自然に関わりながら創造性を発揮する体験を積み重ねることで、地域の自然環境を理解し愛着をもつだけでなく、主体的に自然に関わりながら自身の生活を作り上げることのできる大人へと育ちます。

地域の豊かな森林環境を活かし、どのように取り組むのか検討するとともに恵那市森林環境教育推進協議会(通称:えーな木育クラブ)等が行う幼少期から木に親しむ取り組みを支援します。

【実施主体】

恵那市、教育機関、企業、NPO、市民団体、恵那市森林環境教育推進協議会

【スケジュール】

R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度
実施			

⑥ 木エコンテストの開催

【事業内容】

恵那市では、平成 21 年度から木エコンテスト「えなの木、もりの木、きになる木コンテスト」を開催しています。このコンテストは、木の持っている美しさ、やさしさ、強さなど「木の良さ」の理解・認識を広めるために毎年開催しているもので、市内に在住・在勤・在学の方を対象に「木作品」及び「木材利用の新たな利用方法のアイデア」を募集しています。間伐材を利用した作品など工夫を凝らした作品も多く、森林・林業に対する理解の醸成に寄与しています。コンテストの開催と合わせ、森林整備の必要性についての理解を広げるための情報発信や森林を活用したイベントなど、他の森林教育活動との連携を深めて継続開催することで啓発効果を高めます。

【実施主体】

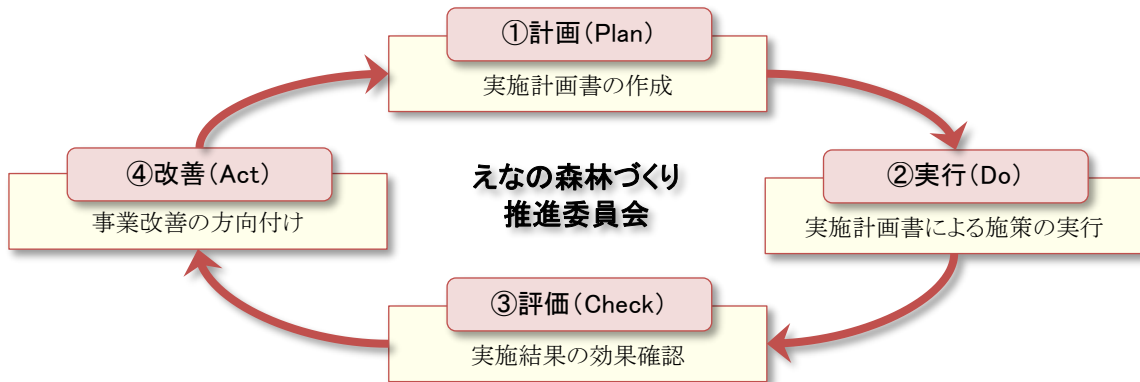
恵那市、えなの森林づくり推進委員会

【スケジュール】

R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度
実施			

第5章 実施計画の進捗管理、効果、成果

実施年度の翌年度に効果・成果等の検証を「えなの森林づくり推進委員会」で行い、PDCAサイクルに従って事業の効果確認及び計画の見直しを行います。また、その内容は恵那市のホームページや広報等にて公表します。



えなの森林づくり変更実施計画
令和4年度 - 令和7年度

初 版	平成28年3月
変 更	令和 4年3月
発 行	恵那市 農林部 林政課
	〒509-7292 恵那市長島町正家一丁目1番地 1
	TEL 0573-26-2111(代表)
